

永年会員に対する記念品の贈呈について

永年会員に対する記念品の贈呈については、毎年6月30日と12月31日基準で永年会員（通算で15年・25年・35年に達した方）となられた方を対象に記念品を贈呈しております。

いったん退会した会員でも、再加入したことにより通算で15年・25年・35年に達した方も対象としております。再加入で対象となる方は、通算の在会年数を把握できておりませんので、ご本人及び現在会施設からの「共済会加入期間通算依頼書」が必要となります。

通算依頼書については、ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、ご提出をお願いいたします（通年受付しております）。

ホームページアドレス：<https://www.kyosaikai.or.jp/>

ホーム内の「福利厚生事業申込様式」をクリックしてください。



※ご注意

- 平成15年1月以降に退職された場合は、共済会に履歴がございますので、在会を証明する書類の添付は不要です。
- 平成15年1月より前に退職されていた場合は本会で確認できません。その場合、退職された法人へ、在会していたことを証明する書類をお願いすることになります。

記念品贈呈のスケジュール

7月初旬	集計・準備
7月末	今回対象者リスト発送 (施設長宛)
8月初旬	記念品発送(施設長宛)
8月初旬～	記念品受領書(ハガキ)回収

※対象者から「記念品受領書」(ハガキ)を回収させていただきます。

※6月末時点で退職されている方(脱退届ご提出済みの方)は、脱退届記載の住所に記念品請求書をお送りし、お受け取り住所等を確認の上、順次発送いたします。

大阪民間社会福祉事業従事者共済会 永年会員に対する記念品贈呈規程

(目的)

1. この規程は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」という。）の永年会員に対し、記念品を贈り、永年勤務の労に報いることを目的とする。

(永年会員)

2. 永年会員とは、次の事項の一つに該当した者をいう。
 - (1) 共済会会員として通期で15年に達した者
 - (2) 共済会会員として通期で25年に達した者
 - (3) 共済会会員として通期で35年に達した者ただし、再加入期間も通期に含めることができる。

(記念品)

3. 記念品の額は、次の表に定める基準とする。

永年会員	記念品
15年に達した者	50,000円相当の記念品
25年に達した者	70,000円相当の記念品
35年に達した者	100,000円相当の記念品

(贈呈の方法)

4. 記念品の贈呈は、毎年6月30日と12月31日時点で永年会員となっている者を対象に、理事長から会員の所属する施設の長を通じて、これを行なう。ただし、再加入で永年会員になった者については、本人の申し出により対象とする。

附則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

ダイワロイヤルホテル契約終了のお知らせ

共済会のしおりP16～P17に掲載していますダイワロイヤルホテルは、ヘッドオフィスジャパン株式会社の申し出により、2024年3月31日(日)をもちまして契約を終了いたしました。

2024年4月1日(月)以降は、P23 提携旅館・ホテル共通利用券のご利用ができかねますのでご理解・ご了承ください。

